

# 海外法曹事情 イギリスの法曹養成

東京弁護士会会員  
相川 裕 Aikawa,Yutaka

本年2011年6月、英国(イングランド・ウェールズ)の法曹養成制度・弁護士制度について、現地調査を行う機会を得た。調査チームの現地での調査期間は実質4日間という短いものであったが、そこで見聞したことを踏まえ、最近の英国の状況を、断片ではあるがご報告したい。なお、法律扶助制度の急激な変容や近時創設された法律専門職監督委員会(Legal Services Board)によるバー・カウンシルやロー・ソサイエティに対する監督なども重要な問題であるが、ここでは触れることができない。

## 1 バリスターとソリシター、その業務の変化

英国には、日本の「法曹」に該当する職業としてバリスター(barrister)とソリシター(solicitor)の2種類があり、通常は弁護士又は検察官の業務を行いながら、経験を積んだ法曹の一部が裁判官になる(法曹一元制度)。そして、検察官や裁判官の職務を行う場合にも、バリスターやソリシターとしての資格が失われるわけではない。

2010年12月現在で実務を行っているバリスターは1万5378人であるが、その約2割が検察庁や軍隊、官公庁などの組織に雇用されるバリスターである。

2010年7月31日現在で開業許可証を持つソリシターは11万7862人であるが、そのうち法律事務所に所属して仕事をしているのは8万6748人(73.6%)である。その他の多くは民間企業や公的機関に雇用されている。地方自治体に雇用されているソリシターも4631人と多い。

伝統的に、バリスターは主に法廷弁論を行うことや法律意見書を作成することを業務とし、依頼者から直接事件を受任するのではなくソリ

シターが受任した事件についてソリシターから依頼を受けて民事・刑事事件の法廷で弁論を開ける。また、法律的な専門知識を有し、ソリシターから依頼を受けて法律意見を作成することを主な業務としているバリスターもいる。

これに対し従来ソリシターは、法廷弁論以外の法律事務(弁論以外の訴訟の遂行や被告人との接見、証拠収集等も含む)を行うことを業務としていた。裁判外の業務である法律相談や法律書類の作成も主にソリシターが行っている。

ところが2004年にバリスターが依頼者から直接事件を受任することが解禁された。また、ソリシターが上級裁判所で法廷弁論を行うことも許可を得てできるようになった。制度上は両者の違いが小さくなりつつある。

この点に関しては、制度上の違いは小さくなっても実際の違いは存続するであろうという意見もあれば、両者の事実上の違いも急速に減少していくだろうという見方もあった。

他方で、主にソリシター内部で、渉外事件などに携わる大手法律事務所に所属する者と法律扶助事件を主に担当する事務所やいわゆる街弁の事務所などに所属する者との間で、業務のあり方や収入等の面で二極化(多極化)とでもいうべき事態が進んでいることが感じられた。(法律扶助事件を専門に扱う大規模な事務所においても、これまで独立開業していたソリシターがそこに参加したり、事務所がさらに合併したりする動きがみられるとのことである。)

## 2 ソリシターの養成制度

### (1)概要

ソリシターになるには、通常、大学の法学部(最短3年間)を卒業後、原則1年間のソリシター養成コース(LPC)に入学して修了し、さらに

2年間の法律事務所での実務研修を終えなければならない。法曹養成の過程で統一したテストは行われない(日本の司法試験に相当する試験はない)。

なお、非法学部出身者の場合は法学準修士課程(GDL。法学部で学ぶ必須科目につき1年間で履修する)を修了していることが求められる。

実務研修先を決めるには、研修生が自ら法律事務所に応募して採用されなければならず、国や弁護士会が実務研修先を決めることはしない。

実務研修を終えればソリシターの資格を得ることはできるが、開業料を支払って開業許可証を得なければソリシターとしての実務を行うことはできない。制度上は資格取得後直ちに単独で開業(solo-practitioner)することもできるが、実際は単独で開業するのは経験を積み自らの顧客を得たソリシターが多いようである。

## (2)現状

ソリシター養成コースは通常の大学の法学部門の一部として運営されている場合もあれば、法曹養成を専門に行われている場合もあり、一定の基準を満たしたコースにはソリシター養成コース(LPC)としての認可が与えられる。ソリシター養成コースの定員は、上記の認可基準を満たしている限りで大学が自由に定めることができる。

2009年にLPCを受験した受験生のうち75.1%(9954人)が合格した。2008/9年度のLPCの定員は1年コースが1万803人、パートタイムコースが3152人。2008/9年度に実務研修生(trainee)として採用された者は5809人。2009年にソリシターの資格を得て登録された者は8491人であった。

LPCの授業料はおおむね110万円～180万円ほどである。大学在学中に大手法律事務所の

実務研修契約を獲得できた場合、事務所がLPCの授業料を負担してくれるため自弁しなくてよい。大手法律事務所の中にはGDLとLPC双方の授業料及び住居の一部負担をしてくれる所もある。大手法律事務所のこのような好オファーはラッセル・グループ(オックスフォード大学、ケンブリッジ大学に加え、バーミンガム大学、ロンドン・キングス・カレッジ、ニュー・キャスル大学など20校で構成される名門大学群)に所属する大学の上位成績者に与えられることが多いとのことである。

かつては、特に問題がなければ、研修修了後に研修先の事務所にそのまま採用されるのが一般的であった。現在は、法律事務所が新人や研修生の採用を控えており、実務研修先を見つけるために激しい競争がある。上記のように、有力大学の成績優秀者の中には大学3年生で実務研修先を確保し、実務研修先にLPCの学費を負担してもらう者がいる一方で、LPC修了後も実務研修先が見つからない者もいる。

ソリシター養成課程ではこの実務研修生となる契約を獲得できるかどうかが難所といえる。LPCは9割以上が修了できるといわれるが、実務研修先を確保できない者が毎年出ていて、実務研修待機者の滞留を生んでいる。年によっても修了者数が変動する上、途中で進路変更する者もいるため正確な数字を出すことはできないが、概して毎年1500名以上が実務研修生になれないことになる。

実務研修先が見つからない者は、LPC修了後何年もソリシター事務所や企業、政府機関などでパラリーガルなど法務に関係する職務で実務経験を積みつつ次のチャンスを待つことになる。(ローソサイエティでお会いしたあるソリシターは、LPC修了後パラリーガルを3年経験

したと話してくれた。)

仮に実務研修に採用されてもソリシターとしての採用は行われないことも珍しくないようである。このように、LPCを修了しても実務研修先がなくソリシターの資格を得ることができない者や、ソリシターの資格を得ても就職先がない者が増加しており、2010年初めごろから、ロー・ソサイエティでもこの点について議論を開始すべきだという意見が出始めた。

もっとも、後述するバリスターの場合と異なり、ソリシターについては、LPC受験の前提として適性試験を導入するといった考え方方は今のところ支持を得ていないようである。

### 3 バリスターの養成制度

#### (1)概要

バリスターになるには、通常、大学の法学部(最短3年間)を卒業後、4つある法曹学院のいずれかに所属しつつバリスター養成コース(BPTC)を修了する必要がある。修了後に法律事務所に実務研修生として採用された者だけが前後半各半年ずつ合計1年間の実務研修(pupilage)を行う。実務研修修了後、開業バリスターの法律事務所である経費共同型法律事務所の経費共同パートナーとして迎えられれば開業バリスターとなる。

バリスターの資格を得るのはBPTCを修了した時点である。したがって、次の段階である実務研修に進めなかった者でも「バリスター」の人数には含まれるが、開業バリスターとしてあれ雇用されるバリスターとしてあれ、実務修習を修了し、かつ開業許可証を得なければ、バリスターとしての実務を行うことはできない。

なお、法律事務所に所属しないで単独で開業(solo-practitioner)するためには、開業後3年

を経過していることを要する。

#### (2)現状

2007/8年度の志望者でみると、BPTC志望者が2864人、そのうちコースを開始できたのが1837人、コース修了者が1720人、実務研修(前半)に採用されたのは462人であった。BPTCの授業料はおおむね125万円～200万円ほどである。

BPTCの学生には海外からの留学生も多く含まれており、留学生の多くは実務研修を経てバリスターになることまでは望まないことから、留学生以外のBPTC修了者にとっての実務研修の倍率は上記の数字よりは多少低くなる。

バリスターになるための主な困難はBPTC修了後バリスターとして認定された後に、バリスターの法律事務所で実務研修を受けることができるかどうかにある(この点はソリシター志望者の置かれている状況に似ている)。実務研修に申し込むことができるのはBPTC修了後5年以内とされており、この期間内に研修を行うことができなければ、バリスターとしての実務に就くことができなくなる。

BPTCを修了する者が毎年1500名前後であるのに対し、実際に実務研修を始めるができるのは500名前後に過ぎない。最初の年に実務研修を始めることができなかつた者は翌年、翌々年と再挑戦するため、毎年一定数の滞留が生じる。

バリスターになるための競争を勝ち抜けない可能性が高い学生までもがBPTCに入学することにより時間と費用を無駄にしているという議論があり、BPTC入学者に適性試験を課す方針が既に決まっている。適性試験は現在試行中であり、試行の結果を踏まえて(おそらく次年度から)本格的に実施される見込みである。